

農地法の許可申請受付〆切日は毎月10日です。

潮来農委だより

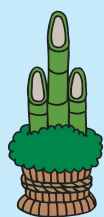
第 53 号

発行者 潮来市農業委員会

編集者 広報委員会

TEL 63-1111

内線 270・271



潮来市農業委員会

氏名 担当地区

大津 賢美 (水原3区、釜谷、築地)

橋本 秀男 (清水)

郡司 勝美 (大賀、大生)

小沼 徂伸 (水原1区・2区)

辻 慶壽 (釜谷、横須賀、台上戸)

橋本きくい (日の出)

吉川 光一 (須賀、曲松、小泉)

錫田 学 (潮来、あやめ)

笹本 孝之 (宮前)

榊原 昭男 (古高、貝塚、新宮)

秋永 三男 (大洲、辻、江寺)

草野登美雄 (下田)

小田倉善治 (東区、西区)

森内 和夫 (堀之内、茂木)

額賀藤重郎 (徳島、福島、米島)

久保庭武彦 (洲崎、前川)

宮内 章 (宿、古宿、赤須)

薄井 榮治 (永山、牛堀)

兼原 昭一 (十番、十四番)

謹賀新年
今年もよろしく
お願いいたします。



新春を迎え

潮来市農業委員会会長 兼原 昭一

新年明けましておめでとうございます。二〇〇九年は大変にいそがしい年でした。これまで六十年続いた、所有者が自ら耕作者になる、農地法が大きく変わろうとしております。

六月の農地法改正により、公告がございました。そして、十二月施行になりました。この事は、所有者から耕作者への権利が変わっていく事になります。この改正により自給率の向上対策が現場に理解を示していく事につながると考えております。今後の対策により、現場の混乱は必至であります。農業政策の改革であります。

また、生産調整による農家の戸別所得補償方式による選択制に改めてゆくことです。本来に多事多難の年でありました。二〇一〇年には、これらの変革を十分に理解し、少しでも希望の光を見いだせる様、農業委員会一同、ご理解をいただけます様お願いを申しあげまして、あいさついたします。



新年のごあいさつ

潮来市長 松田 千春

新年明けましておめでとうございます。

市民の皆様には、希望と期待に満ちた新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

平素は、市政とりわけ農政に対し、温かいご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、農業を取り巻く状況ですが、茨城の平成二十一年産水稻作況指数は平年並みではありましたが、作物価格の低迷や資材の高騰など厳しい状況が続いております。

このように農業環境が変化する中で、「農産物の価格の安定」と「農家所得の向上」は、農業後継者の育成と、食料自給率の向上のために不可欠であり、市政の重要課題として今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

また、昨年から市内全域をエコ農業開始地区とし、茨城県と協定を結び、化学肥料や化学農薬を減らした栽培方法など環境にやさしい営農活動の取り組みを開始いたしました。こうした積極的な取り組みにより、消費者を重視した付加価値の高い、安全安心で高品質な農産物の供給ができる元気な農家を育てる取り組みをすすめてまいります。

そして、安定的な農業経営を確保し、農家の皆様が将来の希望と自信を持って農業を営むことができますように、農業委員の皆様をはじめ、農家の皆様方と手を携えて参りたいと考えているところでございます。

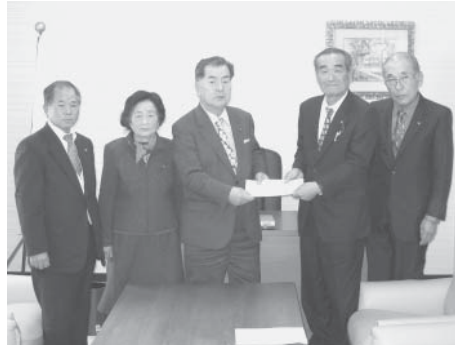
今年は、新たな農業委員会の編成の時期を迎えますが、潮来市の農政発展のためさらに充実した委員会として、ご活躍いただきますようお願いするものであります。

結びに、皆様の更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。新しい年が皆様方にとりまして、健康で幸多き年となりますことを心からご祈念申し上げます。ごあいさついたします。

魅力ある農業を育てるために ～要望書を提出しました～

平成21年11月25日潮来市農業委員会は、栢田千春市長と加藤政司議長へ「平成22年度潮来市農林施策に関する建議」を提出しました。

この要望書は、農業委員会等に関する法律第6条第3項に基づくもので、地域の農業者の意見、要望を取りまとめ、農業者の代表である農業委員より、市長議長へ提出するものです。



要望事項は次のとおりです

1. 米づくりに対する政策的な支援について

生産者や産地が主役となる、競争力のある強い産地づくりのために取り組んでいる農家に対し、米作りに魅力を持てるような、政策的支援を要望しています。

2. 遊休農地の解消に向けた支援について

市内の農地は年々減少し、遊休農地が拡大しており、農地の減少に歯止めをかけ荒廃した農地を回復するため、遊休農地解消に対して助成制度等の検討を要望しています。

3. 担い手や認定農業者等の育成支援・経営政策について

女性農業者への積極的な支援の要望や、認定農業者になることのメリットを紹介するなど、認定農業者を確保するための推進活動強化への支援を要望しています。

4. 農業委員会の運営について

新しい農地制度が、農業・農村現場で透明性、公正・公平性をもって運用され、改正法の目的を達成するために、現場で制度を担う農業委員会の活動に対する支援と体制整備についての要望をしています。

～議案審査の状況を公表します～

農業委員会定例会における議案審査の件数は下記のとおりです。

期間 平成21年7月～平成21年12月

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
農地法3条（農地のままでの権利の移転）	4件	2件	6件	4件	5件	4件
4条（自己転用）				1	1	
5条（権利の移転を伴う転用）	2	1	2	3	1	3
利用権の設定（農業経営基盤強化促進法による）	2	3	1	1	7	16
農地の現況確認証明		1				
その他	4			4		

農業委員・認定農業者合同研修会並びに意見交換会が行われました。

十月二十六日に潮来市農業委員・潮来市認定農業者の合同研修会・意見交換会が開催されました。この研修会は毎年開催されており、研修会と併せて認定農業者に対する支援策について意見交換を行うことを目的としています。

私は、農業情勢が年々変化している中、そういった合同研修会・意見交換会で潮来市全体の問題・要望・要求を協議し、認定農業者同士の取り決めを行うのも一つの案ではないかと思っています。

農業法人化による経営は有効な手段だと考えますが、農業者が、各自の農業経営を分析し、農業者も経営者であることを意識し、近い将来になると思われる農業法人化に向かって進むべきだと考えております。

関東農政局の職員より、「米生産調整に係る方針」について以下の説明を受けました。

- 一、生産調整協力者には戸別補償を行うこと。
- 二、政府の進める転作作物を作った場合、協力農家に助成を行うこと。

これまでの生産調整とは大きく変わることがわかりましたが、転作作物の多様化には、適地適作が必須であり、湿田の多い潮来市の耕作地では、生産調整の達成に課題が多く残されていると考えます。

以上のことを踏まえたうえで、潮来市農業委員会と潮来市認定農業者により、今後潮来市内農業経営にとって実りある意見交換会が開催されることを望みます。

潮来市認定農業者連絡協議会

会長 森内泰男



行方地域協議会全体研修会を通して

小沼 徂 伸

農業委員会の行方地域協議会全体研修会が、十一月二十五日行方市北浦公民館において、潮来市十六名、行方市三十名が一堂に会し、開催されました。

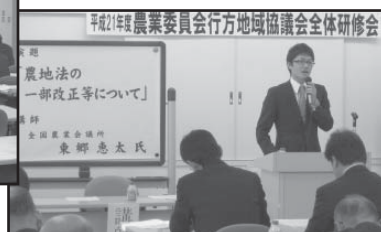
研修の内容は、農業委員会の上部組織である全国農業会議所より、事務局兼農地・組織対策部の東郷恵太氏をお迎えしての「今後の農地法の一部改正等について」と題しての講演でした。

講演では、国際的な経済状況、国内農業の担い手、農地の問題、地方分権三位一体改革など幅広い分野に及びました。これらを受け農業政策の見直しに話が進みました。その中でも特に農地政策の見直しとして、法改正「農地の権利移動の規制」措置内容、

- ① 地域との調和要件、不許可相当なものを例示。
- ② 現地調査を行う際の留意点を示す。
- ③ 下限面積要件の弾力化の考え方等。

に関する話でした。一部は平成二十一年十二月十五日からの施行です。私達も今以上に頑張っていきたいと思えます。意義ある研修となりました。

また、農業委員としての性格と本来の役割についての性格と本来の役割についての育成、優良農地の確保など、どこでも抱える大きな問題への対応が期待されており、地域農業の発展を基本に農業委員会も今後、労を惜しまず活動していきたいと思えます。



安心して貸し借り出来る利用権の設定を！

農業委員会では、農用地を有効利用するため賃借の手続きを行っています。農地法の許可手続きが不要で、貸した農地は期限が来れば必ず返却され継続も出来ます。借り手は経営規模の拡大が図れるほかに要件を満たせば奨励金が交付されます。是非ご利用ください。

あなたの農地は眠っていませんか？

年を追うごとに高齢化や労働力不足が進み、農地の不耕作地（耕作放棄地）が急増しています。農地の荒廃が進むと害虫や防犯防災の面からも周辺へ悪影響を及ぼします。これらの防止や解消のため農業経営意欲のある方へ農地のあっせんを行います。経営にお困りの方はご相談下さい。

くわしくは、農業委員会へ ☎ 63-1111（内271, 273）

《農業委員会委員選挙人名簿申請書の提出を》

農業委員会選挙人名簿は、農家の皆様から提出して頂いた選挙人名簿登載申請書を基に毎年1月1日を基準日として作成しています。

選挙人名簿申請書は、各地区の農家班長さんを通して配布します。平成22年1月1日現在で、下記の要件を満たす方は、申請書に正しく記入し農家班長さんへ提出して下さい。

※農家班に未加入の方は1月8日までに農業委員会へ申請書の提出をお願いします。

＜要件＞

平成22年1月1日現在で、潮来市内に住所を有し、下記の要件を満たす満20歳以上（平成2年4月1日以前出生）の方が要件となります。

- ① 10a以上の農地を耕作する農家の経営者で、年間60日以上耕作に従事する方
- ② 10a以上の農地を耕作する農家に同居する親族又は、その配偶者で、年間60日以上耕作に従事する方

◆ストレッチの頻度は？

健康で元気にいつまでも若々しくすごすためには、毎日少しずつ無理無く行うことが基本です。そのためには少しの時間でもいいですから、なるべく毎日行うようにしましょう。

- ◎朝起きて歯を磨きながら
- ◎仕事や家事の休憩時に
- ◎寝る前に
- …といったタイミングを見て続けて行いましょう。



農業委員会 運営委員長 小田倉 善治

餅つきの協力金は社会福祉協議会に全額寄贈され有意義に活用されることと思います。餅つきに参加協力をされた多くの皆様方に対して厚く御礼を申し上げ報告いたします。御協力ありがとうございました。

餅つきの協力を担当し「つきたて餅」の評判は上々で、テントの前には、家族連れ等大勢の人達で長い列をつくりました。訪れた方々は、コスモス祭りを満喫していました。

九月二十五日、潮来市恒例のコスモス祭りが開催されました。各種農業団体が参加し、野菜の直売等多くのイベントが盛大に行われ、地域住民との楽しいふれあいの場となりました。色とりどりのコスモスが秋の風にゆれ、たくさんの人達が花摘みをしたり、写真を撮ったり、秋晴れの中一日中楽しみました。

コスモス祭りが開催されました

身近な話題

潮来アグリネットワーク

会長 森内 弘

私たち潮来アグリネットワークの会員数は二十二名で、市内の若い農業後継者を中心として活動を行っておりま

す。日頃より潮来アグリネットワークの活動においてご理解・ご協力を賜りまして深く御礼申し上げます。

昨年の主な活動といたしましては、九月に行われた上戸地区でのコスモまつりでの模擬店の運営と、十月二十九日、三十日に実施されました宮城県東松島市への視察研修会が挙げられます。

との連携もスムーズに進み、来場した皆様に楽しんでいただけたことと自負しております。

一泊二日で行われました視察研修会では、宮城県東松島市の「有有限会社アグリードなるせ」を視察してまいりました。今回の視察を通じて、今抱えている農業の様々な課題に対し、いかにして乗り切っていかなければならないか、また地域農業の活性化のために強いリーダー的存在が必要であり、特に将来の潮来市農業の中核を担うであろう私たちの意識改革が必要であると強く感じました。各会員それぞれが先進地を視察したことにより、よい刺激を受け、営農の素晴らしさと可能性、意識改革を改めて認識出来るとても有意義な視察となりました。

国政が政権交代をした中、私たち農業者にとつても目まぐるしく変化するときを迎えています。これらを踏まえ、取り巻く環境に冷静に対応し、各会員それぞれの営農と潮来

市農業の益々の発展に精進して参りたいと思います。今後とも皆様方のご支援・ご協力を宜しくお願いいたします。



なくそう農地の無断転用 ～農地法に基づく手続き～

農地転用ってなに？

農地転用は、農地に住宅の建築を行ったり、駐車場や資材置場などにしたりと、農地を耕作以外の用途に変更することをいいます。

農地転用は許可が必要？

農地転用をするには農地法第四条又は農地法第五条の許可が必要です。一時的に農地を駐車場などに転用する場合も許可が必要です。ただし、市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届出を行えば許可の手続きは要しないことになっています。

農地法第四条と第五条の違いは？

農地法第四条は農地の所有者自らが農地転用を行う場合で、農地法第五条は農地の所有者から農地を買ったり、借りたりして農地転用を行う場合に必要な許可です。

農地改良ってなに？

農地改良とは、田を畑に転換したり、低地で水はけの悪い畑等に土を入れ利用度を高め、農業経営の合理化と有効利用を図るものを言います。

農地改良の手続き

農業委員会の協議が必要です。場合によっては一時転用扱いとなります。事前にご相談ください。

農地改良は自らの意思で行いましょう

工事中や工事後のトラブルは土地所有者である「あなた」が解決しなければなりません。

業者まかせにせず、使用する土が良質かどうか、工事が計画書のとおり施工されているか等必ず確認しましょう。

農地改良後について

農地改良後に農作物の作付けがされず、雑草が繁茂している農地が見受けられます。

※ 農地改良後は作付けを行い、有効に利用してください。

どんな農地が対象？

すべての農地が対象となります。地目が農地であれば、耕作されていなくても農地として扱われます。

また、地目が農地以外でも、耕作の用に供されている（肥培管理されている）土地は農地とみなされます。

許可は誰がするの？

四ヘクタール以下の農地転用は県知事、四ヘクタールを超える場合は農林水産大臣が許可します。

許可申請の手続きは？

申請は農業委員会に提出します。農業委員会では、受け付けられた申請の内容を審査し、県知事に送付します。そして、県知事がそれぞれの申請に対し、個別に許可か不許可を判断します。

農地を無断で転用したら？

許可を受けないで無断転用や埋立てをした場合や許可を受けても許可どおりに転用（利用）しない場合は、県知事による工事の中止や原状回復命令が発せられる場合があります。

【お問合せ先】

潮来市農業委員会 ☎ 0299-63-1111（内線 271・273）

農地パトロール行いました

農業委員会が行う全国統一の「農地パトロール月間」が八月から十一月にかけて行われています。二〇〇八年度に行われた「耕作放棄地全体調査」では、全国の耕作放棄地面積は二十八・四万^{ヘクタール}。このうち、十四・九万^{ヘクタール}（うち農用地区域八・三万^{ヘクタール}）が農地として再生可能と判断されました。政府は二〇一一年度を目途に、農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消する方針を打ち出しています。



農地パトロールによる耕作放棄地の把握と所有者・利用者への指導の徹底、農地の無断転用の防止など、農業委員会の「農地の監視活動」は重要性を増しています。潮来市においても、特に十月から十一月にかけて農業委員による農地パトロールを行いました。

農業者年金の

加入をお勧めします。

メリット1…

農業に従事している方やその家族の方のために、国民年金の上乗せとしての積み立て方式の確定拠出型（自分の年金は自分で積み立てる）で長期的に安定した公的年金制度です。80歳までの保証がついた終身年金です。

メリット2…

保険料の額は2万円が基本ですが、農業経営や老後設計に応じて自由に変えたり、休止することも出来ます。また税制面でも保険料は全額社会保険料控除の対象となり大きな節約効果にもなります。

メリット3…

若くて意欲のある担い手（認定農業者で青色申告者）や、家族協定を結んでいる女性の方などなら一定の条件を満たせば国の政策支援（保険料の補助）が受けられる政策年金です。

農業委員会総会日程

農地法の許可申請等は、毎月次の日程で行われています。

締切日	毎月10日
農地農政相談日	随時
現地調査日	毎月18日
総会日	毎月25日

※土曜・日曜・祭日等と重なるときは、変更になります。

農／業／情／報／が／満／載！

「全国農業新聞」で
一歩進んだ農業経営と豊かな家庭を！

発行日／毎週金曜日 購買料／月600円

お申し込みは、農業委員会へどうぞ（☎63-1111 内線271,273）

農業委員会活動報告（後期分）

8月4日	農業者年金加入推進特別研修会（市町村会館）
6日	県農業会議定例会・県農政活動推進本部代議員総会・会長、事務局長会議（水戸市）
11日	農地制度改革説明会（水戸市）・買ってもらえる米づくり研修会（潮来ホテル）
18日	農地部会・市農業委員会会長会総会・視察研修会（宮城県大崎市）
20日	女性農業委員の会総会（市町村会館）・女性農業委員の会視察研修（福島県）
21日	8月定例会
9月1日	コスモまつり代表者会議
2日	宮城県川崎町農業委員会来庁
18日	農地部会
23日	戦没者慰霊祭（秋分の日）
25日	9月定例会
10月1日	農商工等連携セミナー（潮来ホテル）
2日	平成二十二年度国・県農政策の県知事要望活動（県庁）
6日	農業委員会全体研修
16日	県農業委員会会長・局長会議（ホテルレイクビュー水戸）
17日	平成二十一年度 潮来市青少年のつどい（潮来公民館）
19日	農地部会・農政部会・広報委員会
16日	10月定例会・農業委員・認定農業者合同研修会及び意見交換会
29日	耕作放棄地調査（農地パトロール）
11月5日	農地パトロール（辻地区）
6日	農地パトロール（潮来地区）
9日	農地パトロール（八代地区）
10日	農地パトロール（香澄地区）
12日	農政部会・広報委員会・運営委員会
17日	行方農業改良推進協議会研修会（横浜市）
18日	農地部会・農地の見直しに関する説明会（水戸市）
19日	認定農業者・大規模稲作研究会合同研修会（栃木市）
20日	鹿行地区農政会議（鹿嶋市）
25日	11月定例会・行方地域協議会全体研修（行方市）
12月3日	茨城県選出衆・参国議員への独自要請集会、全国農業委員会会長代表者集会（東京都）
15日	農地部会・広報委員会
16日	農地法改正に伴う農業委員研修会（水戸市）
21日	12月定例会
22日	農業委員会選挙立候補予定者説明会
28日	御用納め
1月4日	御用始め・選挙人名簿受付
9日	新春賀詞交歓会
12日	農地部会
15日	1月定例会
17日	農業委員会選挙告示日
24日	農業委員会選挙期日

事業予定（平成22年）

農地法が改正されました

許可を受ける必要のない権利取得の届出制度（すべての権利移動の把握による耕作放棄地の発生防止等）

相続等により許可を受けることなく、農地の権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届け出なければならないことになりました。

農業委員会は、届け出の受理後に、希望する者に対し、適正利用が図られるようあっせんなどを行うことになっています。

届け出をしなかったり、虚偽の届け出をした者は、10万円以下の過料に処せられます。

農業委員改選について

任期3年の農業委員は、平成22年2月2日で任期満了になるため、平成22年1月が改選になります。

農業委員は、農家の農業経営や農村生活に直接大きな影響を与える重要な任務をもっています。

○農業委員の選挙権を有する方は次の通りです。

平成21年1月1日現在で潮来市内に住所を有し、満20歳以上で（平成元年4月1日までに生まれた方）次の要件を備えており、農業委員会選挙人名簿に登録されている方です。

（1）10a以上の農地につき耕作の業務を営む方。

（2）10a以上の農地を耕作する農家に同居する親族又は、その配偶者で、年間60日以上耕作に従事している方。

（注：今回改選の有権者は、平成21年1月1日現在で名簿登録のある方です。）

平成22年1月1日現在での登録者ではありませんのでご注意ください。）

選挙の日程：平成22年1月17日（日曜日）告示日 平成22年1月24日（日曜日）選挙日

編集後記

新年、明けましておめでとうございます。
潮来市農業委員会、たより第五十三号発行にあたり、関係各位のご協力をいただきましたこと、誠に有難うございました。
心より御礼申し上げます。

平成二十一年度は国政が変わり、政権が自由民主党から民主党へと交代しました。農政事業に於いては米農家への戸別所得補償制度を試験的に実施し、生産調整の分野に関しては選択制を導入する予定との事です。これらの事業は、以後細部の協議がされていくものと思われませんが、いずれにしてもこれからの農政事業は大きく変化していくでしょう。

潮来市農業委員は、平成二十二年二月二日をもって任期満了となります。

わたくしも三年間、農地の番人として遊休農地の解消や、違法な農地転用・農地への不法投棄の監視等の遂行をして参りました。これもひとえに農家の皆さまの御支援・御協力の御陰と感謝申し上げます。これから新しい選任される農業委員の方々にも、あたたい御助言や御指導を賜ることが出来ますよう、併せて皆さまにお願ひ申し上げます。三年間の御礼とさせていただきます。有難うございました。
潮来市農業委員 辻

◇広報委員会◇

委員長 辻 慶壽
副委員長 郡 司
委員 宮内 勝美
委員 草野 登雄
委員 吉田 学
委員 橋本 秀一